(ii)　次の表の上欄の(い)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。

(い)	(ろ)
1　屋内階段 2　屋外階段	1　建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2　待避上有効なバルコニー 3　建築基準法第二条第七号の二に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4　屋外階段

(5)　保育室を三階以上に設ける場合は、次に掲げる事項を満たしていること。

(i)　建築基準法第二条第九号の二に規定する耐火建築物であること。

(ii)　次の表の上欄に掲げる保育室の階の区分に応じ、同表の中欄の(い)及び(ろ)の別に、同表の下欄に掲げる設備（小学校就学前子どもの避難に適した構造のものに限る。）のいずれかが、一以上設けられていること。この場合において、当該設備は、いずれも避難上有効な位置に保育室の各部分から当該設備までの歩行距離が三十メートル以内となるように設けられていること。

	(い)	(ろ)
三階	1　建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2　屋外階段	1　建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2　建築基準法第二条第七号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3　屋外階段
四階以上	(い)	(ろ)
	1　建築基準法施行令第百二十三条第一項に規定する構造の屋内避難階段又は同条第三項に規定する構造の屋内特別避難階段 2　建築基準法施行令第百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段	1　建築基準法施行令第百二十三条第二項に規定する構造の屋外階段（ただし、当該屋内避難階段の構造は、建築物の一階から保育室が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第三項第二号に規定する構造を有するもの